

<p>手話関連施策の策定、推進（第7条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「第4次富山県障害者計画」（H31～R5） への手話関連施策の明記</li> <li>○ 富山県手話施策推進協議会の開催 手話関連施策について意見聴取等を行う。</li> </ul>
<p>相談及び意思疎通の支援体制の整備（第8条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県聴覚障害者センターによる相談支援（県から運営費を補助）</li> <li>○ 県専任の手話通訳者（2名）の設置 障害福祉課と県聴覚障害者センターに県専任の手話通訳者を配置し、県主催行事や聴覚障害者の来庁時等において手話通訳を行う。</li> <li>○ 遠隔手話通訳サービスの提供 聴覚障害者が医療機関へ受診する際などにスマートフォンやタブレット端末を通じて遠隔手話通訳サービスを提供する。</li> <li>○ 市町村の手話通訳者設置への支援</li> <li>○ 手話通訳者の派遣</li> <li>○ 県職員等向け手話講座の実施 県職員研修所において県・市町村職員、教員を対象に実施する。</li> <li>○ 聴覚障害者向け生活訓練の実施 コミュニケーション・情報機器等に関する講習会を実施する。</li> </ul>
<p>手話による情報発信等（第9条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急記者会見への手話通訳士（者）の配置 新型コロナウイルス感染症等に関する緊急記者会見に手話通訳士（者）を配置</li> <li>○ 知事定例記者会見の動画への手話通訳の挿入 県ホームページに掲載する知事定例記者会見の動画に、手話通訳を挿入する。</li> </ul>
<p>手話通訳者の確保、養成等（第11条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手話通訳者の養成研修 一般、実践、現任の各研修の実施や講師養成講習会への派遣を行う。</li> <li>○ 手話通訳試験等の受験料への助成 手話通訳士試験や手話通訳者全国統一試験の受験者に対して、受験料の半額を助成する。</li> </ul>
<p>手話を学ぶ機会の確保等（第13条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県聴覚障害者センターによる普及（県から運営費を補助） 広報誌の発行、ホームページの運用、テキスト等の販売、センター研修室や情報機器の貸出しを行う。</li> <li>○ 字幕入り映像ライブラリー作品の制作、貸出し 聴覚障害者情報文化センターが制作した字幕入りDVD等を県聴覚障害者センターで貸出す。</li> <li>○ 手話普及活動への補助 県内の手話サークル等が民間団体や企業等に対して手話の普及活動を行う際に、その費用の一部を補助する。</li> <li>○ 「みんなで手話を知ろう、学ぼう」キャンペーンの推進 県聴覚障害者協会等とともに、広く県民に対して様々な機会を捉えて手話等について知る、学んでもらう取組を展開する。</li> </ul>
<p>学校における手話の普及（第14条）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特別支援学校・小中学校教職員向け手話研修の実施 ろう者等による手話研修会やミニ手話学習会を開催する。</li> <li>○ 幼児児童生徒等への手話の学習機会の提供 幼児児童生徒、保護者に対して、ろう者等による手話学習会を実施する。</li> <li>○ 一般の学校における手話の理解と普及の推進 総合的な学習の時間等を活用した手話体験などについて、優れた取り組みを紹介する。また、手話の理解を深める小学生向け学習資料を配付し、手話に関する学習を推進する。</li> </ul>

